

平成29年度 朝霞市自治会連合会
市長を囲む意見交換会
報告書

日時：平成29年11月17日（金）15：30から16：30まで

場所：朝霞市民会館 新館1階 リハーサル室

平成29年度 朝霞市自治会連合会
市長を囲む意見交換会 次第

司会：朝霞市自治会連合会副会長 梶原 孝男

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
朝霞市自治会連合会会長 松尾 哲
- 3 朝霞市長あいさつ
朝霞市長 富岡 勝則 様
- 4 来賓あいさつ
朝霞市議会議長 野本 一幸 様
- 5 意見交換
議長：朝霞市自治会連合会副会長 浅川 俊夫
- 6 閉 会
朝霞市自治会連合会副会長 関根 進

平成29年度市長を囲む意見交換会 質疑内容

No.1 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての取組について

質問者 朝霞市自治会連合会 松尾会長

2020東京オリンピック・パラリンピック開催において、朝霞市が射撃会場となっております。開催時期が7月下旬から8月上旬と、最も暑い季節に予定されており、外国の方も含め、多くの方が朝霞市を訪れることが予想されます。

開催まで3年を切った今、朝霞市としてどのような取組をしていくお考えなのかお聞きします。また、自治会・町内会として、どのように携わることが想定されるのかお聞きします。

回答者 富岡市長

2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックまで、いよいよ3年を切りましたが、本市では陸上自衛隊朝霞訓練場が射撃競技の会場となりますことから、昨年4月より市内に、オリンピック・パラリンピック準備室を設置し、大会に向けての準備を進めております。

昨年は、市民の皆様からいただいたアンケートをもとに、大会の機運醸成イベント等を検討する実行委員会を設け、関連イベントを実施しました。この実行委員会には松尾会長にもご参加いただいております、引き続きご協力をお願いいたします。

さて、1964年に開催された東京オリンピックでも、当時の朝霞町が射撃競技の会場となりましたが、朝霞駅前に、オリンピックの開催を歓迎する塔や各国の旗を設置し、町の皆様が協力して道路の美化に取り組み、花を沿道に飾るなど、オリンピックムードを高めたという記録がございます。

2020年の大会に向けて、具体的な取組は今後検討することとなりますが、世界からの来訪者が朝霞市にまた訪れてみたいと感じていただけるように、例えば、花の植栽によるおもてなしや、暑さを少しでも軽減するための打ち水など、日本の夏を快適に過ごしていただくための取組を、市民の皆様にご協力いただくこともおもてなしのひとつだと思います。

いずれにしても、オリンピック・パラリンピックが再び朝霞市で開催されることは、大変名誉なことであり、本市を世界にアピールするまたとない契機ですので、自治会連合会の皆様をはじめ、市民と一体となった取組を検討してまいります。

No.2 朝霞市のシティプロモーションについて

質問者 朝霞市自治会連合会 松尾会長

朝霞市は本年3月15日をもって、市制施行50周年を迎えられ、『むさしのフロントあさか』というキャッチフレーズを掲げ、新たなシティプロモーションに取り組まれております。また、『OKAERI』というPR動画も作成し、この50周年を機に、朝霞市を市内外に広くPRしておられます。

今後、シティプロモーションの重要性は増していくものと予想されるため、PR動画をDVDにして広く周知を図るなど、さらなるシティプロモーションが重要と考えますが、今後どのような取組をお考えかお聞かせください。また、自治会・町内会として、『むさしのフロントあさか』は、どのように活用していくべきか、ご教授いただきたいと思います。

回答者 富岡市長

本年3月15日に市制施行50周年を迎えた本市が、今後、将来につながるPRの柱として発表したものが『むさしのフロントあさか』でございます。朝霞市のもつ魅力や地域性を踏まえ、これまでにないメッセージ性の高いキャッチフレーズとしました。

この『むさしのフロントあさか』には、武蔵野の面影を残す、暮らしやすい土地柄と、都心にアクセスしやすい利便性がバランスよく調和していることを示すメッセージが込められており、このキャッチフレーズをもとに、市の様々なイベントや景観などを映像化したドキュメンタリーと、市を舞台に繰り広げられる物語『OKAERI』の記念映像や、市キャラクターのぼぼたんが誕生しました。

これまでの取組としましては、黒目川花まつりや彩夏祭などのイベントでシティ・プロモーションブースを設け、キャッチフレーズやぼぼたんのイラストを掲載したグッズをお配りしたほか、記念映像の放映などをしてまいりました。記念映像は市のホームページやYouTubeでも公開しており、いつでもご覧いただけます。

また、『むさしのフロントあさか』のロゴマークやぼぼたんのイラストは、使用に当たってガイドラインを公開しており、市の利用だけでなく、市民の皆様にもお使いいただけるようになっております。自治会連合会の皆様におかれましては、印刷物等にイラストを使用していただいたり、地域のお祭りなど、各種イベントで記念映像を放映していただくほか、ぼぼたんの着ぐるみも貸出しをしておりますので、是非、ご活用いただき、本市のシティ・プロモーションにお力添えをいただければ幸いです。

今後につきましても、自治会連合会の皆様や、市民の皆様をはじめ、市外にお住まいの方からも市への関心や認知度を向上させるように、市の魅力を発信してまいりたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。

No.3 自治会・町内会に対する学校関係の配布物について

質問者 朝霞市自治会連合会 梶原副会長

現在、市役所をはじめとした行政機関や関係するさまざまな団体のほか、市内の小・中学校やPTAなどからも自治会・町内会に対し、チラシ等の回覧、配布など、多種多様な業務協力等の依頼があります。

その一方で、自治会・町内会では、高齢化や担い手の不足などが重なり、役員の業務が多忙を極める状況にあります。こうした中、朝霞市自治会連合会では、市に対し、自治会・町内会の負担軽減に協力していただきたい旨の要望をさせていただいたところでございます。

それを受け、市では、市役所内の各課や市内小中学校長宛てに、回覧や配布を依頼する場

合は、自治会・町内会のスケジュールに合わせるよう通知していただいたと伺っておりますが、回覧や配布物の多くは、小中学校やPTAからのものが多いように思います。

そこで、各学校からの自治会・町内会に対する依頼事項について、現在の状況と今後のお考えをお伺いします。

回答者 嶋学校教育部長

日頃より、朝霞市内小・中学校の教育活動にご支援、ご協力をいただき感謝申し上げます。また、学校からの回覧や配布物につきましては、かねてから、ご迷惑をおかけしております。

教育委員会といたしましても、各学校に対し、校長会議や教頭会議などで、自治会・町内会の現状を踏まえ、配布のスケジュールに合わせるなど、負担にならない範囲での依頼を呼びかけております。

しかし、例えば「学校だより」を例に挙げますと、毎月初めの発行に合わせて作成しているところであり、学校の教育活動や児童・生徒の様子を掲載いたしますので、どうしても月末ぎりぎりの完成となってしまいます。したがって、自治会・町内会の指定した期日には間に合わない現状がございます。

できれば、地域の皆様にも完成したばかりのものをお届けしたいところではありますが、翌月の配布になってしまってもやむを得ないものと考えております。

今後につきましては、可能な限り負担にならないよう、回覧や配布物の精選や期日の厳守に心がけてまいりますので、引き続き地域の学校教育に対し、ご支援、ご協力をお願いいたします。

No.4 地域包括支援センターと自治会・町内会との関係について

質問者 朝霞市自治会連合会 関根副会長

地域包括支援センターは、「高齢者の方が住み慣れた地域で家族や近所の方に囲まれて、いきいきと生活していけるよう…支援を行っていく」施設であるとのことで、現在、市内に5箇所ありますが、同センターが自治会・町内会と繋がりを多く持つことも大事であると考えますが、市の考えをお聞かせください。また、具体的にどのようなつながりを持つことができるのか、併せてお聞かせください。

回答者 内田健康づくり部長

地域包括支援センターは、介護保険法の規定により「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的とした施設として、現在、市内に5箇所設置しております。

地域包括支援センターは、高齢化が進展する中で、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアを推進する役割を担っており、介護の状態になることの予防や地域に暮らす人と人のつながりづくりをとおした、助け合いの社会・地域を実現していくことが重要な課題となっております。

具体的には、介護予防の一環として人と人とのつながりづくりを目指す、体操教室などの活動を、定期的に町内会館などを会場として実施していくことで、老化や病気により、外出が困難となった高齢者の方なども、身近な場所で参加しやすくなるだけでなく、つながりが希薄になりつつあるご近所同士が顔見知りになり、声をかけ合える関係になるなど、高齢者の見守り活動にもつながるものであると考えております。

これらの活動につきましては、高齢の方だけでなく、地域に暮らす多くの世代を超えた方々との交流こそが効果的であると言われておりますことから、自治会・町内会の方々と協働して取組んでいくことで、自治会・町内会活動の普及啓発の一助となるものであると考えております。

既に、認知症サポーター養成講座や徘徊高齢者声かけ訓練などの取組を含め、自治会・町内会の方々と協働した多くの取組を進めていただいている自治会・町内会もございますが、より多くの自治会・町内会の方々とこのような取組をすすめ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、今後におきましても、なお一層のご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

No.5 市内の都市公園の除草について

質問者 上の原町内会 新保会長、浜崎東町内会 須田会長

上の原公園について、当町内会会員から、公園内が見えにくいため公園に面したキンモクセイの木を手入れしてほしいという要望があります。また、バイパス側（土手の部分でフェンスの外側）も草が生い茂っているため、除草をお願いしますでしょうか。

引き続き、公園の除草について、浜崎4丁目にある浜崎峡公園の南側部分、道路と公園ブロックの間が約1メートル位未舗装となっています。公園内は定期的に除草されていますが、上記の外側部分は除草していません。ペットボトル等が捨てられるため、年3回くらい町内会役員が除草しています。公園内の除草時に、外側も実施していただけないでしょうか。また、上の原公園や浜崎峡公園以外にも、市内には都市公園が多くありますが、除草の予定についてお伺いします。

回答者 澤田都市建設部長

自治会・町内会の皆様には、日頃から公園の見守りや維持管理にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

まず、上の原公園における樹木剪定及び除草につきましては、現地を確認した結果、ご要望いただきましたキンモクセイのほか、モクレンやサザンカ、ツバキ等が繁茂し、見通しが悪くなっている箇所がございましたので、現在、公園の外から園内を見渡すことができるように剪定作業を行っており、11月中に作業が完了できる見込みでございます。また、バイパス側の法面の除草につきましても、現在作業中であり、こちらも11月中に作業が完了できる見込みでございます。

次に、浜崎峡公園の南側のブロックフェンスと道路の間の未舗装部分につきましては、建

築基準法に基づき道路の幅を4メートルとするために道路後退をしていただいたものでございます。浜崎東町内会の皆様には当該用地の管理に自主的にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。今後、雑草の繁茂やゴミのポイ捨てなど、お気づきの点がございましたら、道路整備課にご連絡いただければ、すみやかに対応させていただきます。

次に、市内の都市公園における除草作業につきましては、5月中旬から10月までの間に、年5回、概ね月1回程度を予定しており、雑草の生育状況を確認しながら除草作業を行っております。

No.6 交通標識の路上ペイントについて

質問者 緑ヶ丘親交会 佐久会長

緑ヶ丘親交会は、幸町2丁目にある昭和24年に設立された町会で、その9割以上が住宅地で道路の全てが速度規制30キロに制限されています。標識も各所にありますが、速度を守らないドライバーが非常に多く、住民から苦情が多く入ります。運転手のマナーの問題かとは思いますが、事故が起きるのが心配です。

特に、緑ヶ丘会館や緑ヶ丘児童遊園地の前の道路は、朝霞四小、朝霞一中、朝霞西高の通学路でもあり、児童遊園地からの児童の飛び出し等を思えば特に危険です。ほかにも、児童遊園地や公園に面した道路は多くありますが、ドライバーが減速するように、道路上に公園有り等のマーキングなどは出来ないでしょうか。

回答者 澤田都市建設部長

日頃から地域の交通安全にご関心をお持ちいただき、ありがとうございます。

幸町2丁目区域は、生活道路の交通安全対策の一つである「ゾーン30」に定められ、ゾーン内の最高速度を時速30キロメートルに規制し、車道のセンターラインの抹消や、路側帯の設置、拡幅などにより、歩行者の通行を優先し、通過する自動車の速度が抑制されるように取組を進めてまいりました。

このたびご指摘いただきました緑ヶ丘会館や緑ヶ丘児童遊園地の前の道路、市道652号線につきましては、幹線道路である城山通りと、朝霞西高校交差点で繋がっており、また比較的通し易い道路であることから、自動車の通行量も比較的多いものと考えており、すでにドライバーへの注意喚起として路面表示や看板の設置を実施しておりますが、今後、追加の対策として、緑ヶ丘会館の前に路面表示の余地がありますので、「学童注意」などの新たな路面表示を実施してまいりたいと考えております。

また、緑ヶ丘北児童遊園地につきましては、児童遊園地に接した道路に「止まれ」の路面標示がすでにごございますので、追加の対策といたしまして、立て看板による注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

市では、今後も朝霞警察署と連携して、交通安全対策に努めてまいりますが、地域の皆様におかれましても、児童、生徒の登下校時や児童遊園地等で遊ぶお子さまの交通安全等の見守り活動に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

No.7 下水道の普及状況について

質問者 シェルマンコーポ第二朝霞自治会 川上会長

過日、これまでに無いような蒸し暑く気温の高い日のことです。バキュームカーがし尿の汲み取りをしているところを見かけました。

朝霞市では、以前はバキュームカーをよく見かけましたが、現在の朝霞市の下水道の普及状況、また、今後についてご説明願います。

回答者 澤田都市建設部長

本市の下水道行政にご関心をお持ちいただき、誠にありがとうございます。

市では、都市の健全な発展と公衆衛生の健全に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的に、昭和48年度から公共下水道事業に着手しております。現在、行政人口に対する下水道に接続することができる人口を表す下水道普及率は、平成28年度末で97.6パーセントとなっております。

なお、本市の下水道普及率は埼玉県内で3番目に高く、埼玉県内の下水道普及率は80.3パーセントでございます。

今後におきましては、特に平成23年度に市街化区域に編入いたしました「旧暫定逆線引き地区」の5地区におきまして、下水道整備を推進してまいりたいと考えております。

また、併せて、公共下水道の供用が開始されている地域におきまして、汲み取り式トイレや浄化槽を使用されている方もいらっしゃることから、公共下水道に接続していただけるようご案内のチラシを配布するなど、引き続き啓発活動を実施してまいります。

No.8 ゴミの個別収集について

質問者 溝沼第五町内会 伊東会長

どの町内会でも感じていることと思いますが、住民の高齢化によりゴミ出しが大変負担となっております。

例えば、各班ごとに当番を決め、当番の方は朝6時頃までに、決められた場所へゴミかごやカラス避けの網を出しているのですが、ほとんどの班では、カゴや網は当番の方が自宅敷地内に保管して、収集場所に出しています。世帯の多い班ではカゴも4～5個あり、高齢者にとっては大変な作業です。

また、収集場所に近い方ならまだしも、遠い方にとっては、雨でも降ろうものなら、ゴミを出すだけでも一仕事です。

そこで、ご検討いただきたいのは、予算等色々問題があるでしょうが、ゴミは各家庭の前に出し、収集員に持って行ってもらうようにできないものでしょうか。そのために、各家庭がどのくらい負担をしたら可能なのか等検討願いたいと思います。この出し方になれば、ゴミ出しのルールも守られると思います。

回答者 宮村市民環境部長

現在、市内には約4,900箇所のごみ集積所があり、戸別収集に変更すると、収集箇所が大幅に増加となります。

戸別収集に対応するためには、収集作業員や収集車を増やす必要があるほか、狭い道路を通行できるよう小型の収集車が必要になるなど、収集にかかる経費が大幅に増大することから、大変難しいものと考えております。

埼玉県では実例はございませんが、他の自治体では、戸別収集とごみ処理の有料化を同時に実施している例がございます。しかしながら、市民の皆様のご負担が増えることや、家の前に長時間ごみが放置されることを考えますと、現状では、ごみ集積所からの収集方法を引き続き続けてまいりたいと考えております。今後におきましては、戸別収集につきましても調査研究してまいりたいと存じます。

また、ごみの分別容器は、持ち運びしやすくなるようにキャスターを配布しているほか、折りたたみ式のものもご用意しておりますので、ご相談ください。

なお、ご自分でのごみ出しが困難な高齢者等の世帯につきましては、戸別収集を実施しておりますので、資源リサイクル課や長寿はつらつ課などにご相談いただきたいと思います。

No.9 朝霞駅前葬祭センター（朝霞駅東口）新設に伴う県道交差点整備について

質問者 仲町町内会 渡辺会長

標記については、事業者及び県道管理者に対して指導及び要望をされていると聞いていますが、現在の経過状況をお聞かせください。

回答者 澤田都市建設部長

仲町1丁目地内、県道と光志木線と県道朝霞蔵線が交差する朝霞駅東口（北）交差点に面する場所における斎場建設計画につきまして、地域の皆様から数多くのご意見が寄せられており、市といたしましても、県道を管理する県や事業者に対し、できる限りの対応を行ってまいりました。

これまでの経過でございますが、まず、事業者が、本年3月2日に朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例、いわゆる開発手続条例に基づく開発事業等構想届出書を市に提出し、本年3月17日に近隣住民の方を対象とする説明会を仲町市民センターにおいて開催し、その後、説明会に参加されなかった方に対して、本年3月23日から3月30日にかけて個別説明を行っております。

これらの説明会及び個別説明、また開発事業等構想意見書における近隣住民の方々から出された主な意見といたしましては、県道への歩道の確保、営業開始後の交通誘導員の配置、駐車台数の不足に関する内容でございました。

これらの意見に対し、事業者からは、計画上歩道の設置はできないが、建物の外壁面から道路境界線との間に、できる限り歩行者へ開放した空地の確保に努める、セレモニーの規模により交通誘導員を適宜適所に配置する、利用者には公共交通機関の利用を周知するとの見

解が示されております。

近隣住民の方々のご意見の多くは、県道への歩道の確保を含めた交通安全対策であり、市といたしましても、当該箇所の歩道の確保などの歩行者の交通安全対策は大変重要な課題であると認識しておりますので、歩道を含めた交通安全対策に十分配慮していただくよう、事業者には指導するとともに、県道を所管する埼玉県に対して要望をいたしました。

具体的には、市から事業者に対して、市民の方々から多数要望をいただいている県道接道部分における歩道の整備や円滑な歩行者空間の確保などについてさらなる配慮を検討すること、既存の歩道との擦り付け、既存県道との段差解消及び敷地内を歩道として開放した部分を平坦にするなど安全に歩ける路面の仕上げにするなどさらなる配慮をすること、交通安全対策について県道を管理する埼玉県の朝霞県土整備事務所と協議をすることについて助言指導を行いました。

その後の事業者との開発手続条例に基づく協議の結果、事業者には、朝霞県土整備事務所と協議を行っていただきましたが、県道接道部に歩道の設置はできないが、建物の外壁面から道路境界線の間は出来る限り歩行者へ開放した空地の確保に努めるとの回答であり、歩行者へ開放した空地については、既存の県道と出来る限り段差を少なくした計画としていただいた状況でございます。

また、市から県道を所管する埼玉県朝霞県土整備事務所に対して、隣地コンビニ前の歩道内に存在する既存の電柱を移設すること、同じくコンビニ前の歩車道境界ブロックを延伸すること、当該地の県道隅切り部分にガードレールを設置すること、当該地に接する県道部分にグリーンベルトを設置することなどの交通安全対策を道路管理者として検討していただくようお願いをいたしました。

朝霞県土整備事務所からは、現在、既存の電柱については極力民地側に移設していただくように、東京電力と協議を行っているところと伺っております。

市といたしましては、今後も、朝霞県土整備事務所及び朝霞警察署と連携して、当該交差点の交通安全対策の実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

No.10 わくわく号の増発と始発終バス時刻の延長について

質問者 城山町内会 高橋会長

当町内会は民間のバス路線がなく、わくわく号は公共施設および病院、買い物などに行く際に大変助かっていますが、本数が少ないのが現状です。

当町内会でも高齢化・独居の方も増えている今般、病院などに出かける際はタクシーの利用を余儀なくされ、バスの時間を気にしながらの行動になっています。

坂道も多く、自転車の使用は危険ですし、雨のときもしかりです。

わくわく号の増発と始発終バス時刻を延長していただけると地域住民は大変助かります。都内のコミュニティーバスの本数、乗客が多い旅番組をよく観ますが、本数が多いことで利用者は便利さを実感し、使用頻度が高くなるのではないのでしょうか。

回答者 澤田都市建設部長

日頃から市内循環バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

市では、民間路線バスを補完し、公共交通の不便な地域における市民の皆様の移動や生活を支える地域公共交通として、市内循環バス4路線を運行しております。

このたび、本年10月1日に実施した市内循環バスのダイヤ等の運行見直しに合わせ、従来、割引対応としておりました市内循環バスの乗継運賃を無料とするなど、高齢者や障害者をはじめとする市民の皆様にご利用いただきやすくなるよう、改善に努めたところでございます。

しかしながら、この運行見直しの際に、より効果的、効率的な運行本数やダイヤ編成などにつきましてバス事業者と協議を重ねましたが、バス車両の台数や運行経費などの制限もあり、城山町内会の最寄りの路線である「根岸台線」の運行本数、始発及び最終バスの時刻につきましては、概ね従来どおりとなったものでございますので、ご理解を賜りたく存じます。

No.11 西弁財側から西原側に渡る歩道橋について

質問者 霞ヶ丘東親和会 早坂会長

東武鉄道に架かる北朝霞歩道橋ですが、鉄骨の錆が長い間放置されています。歩道橋の線路上部分は、塗装を3年程前に終了しています。

西弁財側と西原側の階段と歩道の一部が錆で腐食が進行していますが、塗装の予定はいつ頃になりますでしょうか。いつ落ちるか不安ですので、検討をお願いします。

回答者 澤田都市建設部長

市内のインフラの老朽化につきまして、ご心配をおかけしており、大変心苦しく感じております。

ご指摘いただきました北朝霞歩道橋につきましては、平成23年に実施した道路橋のコンクリート剥落防止工事に合わせて、東武東上線の線路上に架かる部分の塗装を東武鉄道株式会社に依頼し、施工したものでございます。

その後、線路上にかからない階段部分等の塗装を行う予定でございましたが、平成24年に発生いたしました、中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故を契機とした国の道路老朽化対策をふまえ、本市でも、専門家による市内の歩道橋点検を実施し、その点検結果に基づいて、損傷の度合いや緊急性の高いものから順次、修繕等を行うことといたしました。

北朝霞歩道橋の点検結果につきましては、直ちに大規模修繕が必要な箇所はなく安全性が確認されており、専門家による点検を実施しない年には、職員による日常点検を実施し、安全確認を行っております。

このため、北朝霞歩道橋の階段部分等の塗装は、現時点では未実施のままとなっているものでございます。

今後の修繕の予定につきましては、今年度と来年度の2か年で市内全ての歩道橋について、専門業者による点検を実施する予定でございますので、この結果に基づき、北朝霞歩道橋を含めた市内の歩道橋の計画的な修繕を実施してまいりたいと考えております。